

建築士講習のご案内

建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

平成29年度は平成26年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

今年度受講された方の次回受講期限は、何月に受講しても平成32年度末となります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

平成 29年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催 ※修了考査は資格種類ごと)

2017年 5月20日(土) 2018年 1月20日(土)

2017年 7月 8日(土) 2018年 2月17日(土)

2017年10月 7日(土) 2018年 3月17日(土)

2017年11月11日(土)

2017年12月16日(土)

管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に三年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければならないとされました。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に受講する必要はありません。

平成 29年度の講習予定

2017年9月9日(土) 2018年3月10日(土)

NPO 法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551 Fax 048-669-1550